

# 肥薩線を未来へつなぐ協議会規約

## (名 称)

第1条 本会は、肥薩線を未来へつなぐ協議会（以下「本会」という。）と称す。

## (目 的)

第2条 本会は、肥薩線の歴史的及び文化的な価値を検証し、並びにその保存及び活用を図ることにより、肥薩線の未来への継承に寄与し、もって地域の振興に資することを目的とする。

## (所掌事務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 肥薩線の世界遺産登録の推進に関すること。
- (2) D51蒸気機関車の復活運行の推進に関すること。
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な施策及び事業の推進に関すること。

## (組 織)

第4条 本会は、肥薩線沿線関係団体により組織する。

2 前項の関係団体は次のとおりとする。

人吉市、えびの市、湧水町、八代市、芦北町、球磨村、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、山江村、相良村、五木村、水上村

3 本会の会員は、前項に掲げる関係団体の長をもって充てる。

## (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長           1名
- (2) 副会長        2名
- (3) 監 事        2名

2 上記の役員は、総会において会員の互選とする。

3 本会に顧問を置くことができる。

4 顧問は、総会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

5 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

6 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたるときは、これを代理する。
- 3 監事は、会計の監査にあたる。
- 4 顧問は、総会において意見を述べることができる。

(会 議)

第7条 総会は、毎年1回会長が招集し、事業計画及び予算決算その他本会の目的を達成するため必要な事項につき決議する。

- 2 会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の議長は会長、副議長は副会長がこれにあたる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会長が適当と認める者に対して、会議への出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第8条 本会の運営を円滑に進めるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、会員団体の担当課長等の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、会長の属する会員団体の幹事をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が必要と認めるときに召集する。
- 5 幹事長は、幹事会の議長となり、幹事会を代表して議事を整理する。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理させるため、人吉市市長公室に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、肥薩線世界遺産推進室長をもって充てる。

(会 計)

第10条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

- 2 本会の経費は、本会を組織する会員団体の負担金その他の収入をもって充てる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別

に定める。

- 2 本規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

#### 附 則

この規約は、平成23年8月26日から施行する。

この規約は、平成24年4月20日から施行する。